

提供精子による人工授精と揺らぐ家族の生き方

南 貴子

要 旨

近年 DI [donor insemination : ドナーの精子による人工授精] が、制度上の問題として浮かび上がってきた。それは、とくに DI 家族のなかで成長する子どもの福祉の観点からの問題であり、子どもの出自を認めるか否かの問題として、そして、それと密接に関連する精子ドナーの匿名性の問題としてである。しかし、DI 家族が内包する問題は単に制度上の問題に留まらない。DI をオープンなものとする、それを象徴する精子ドナーという「第三者」である男性の存在の容認は、異性愛・男性中心主義に支えられてきた、いわゆる近代家族の根幹を揺るがすものであり、社会における家族の在り方そのものに疑問を投げかけることとなる。DI 家族が DI という事実を抱えて生きることの苦悩は、現代社会における家族の在り方の閉塞性を浮き彫りにする。

DI 家族の直面する問題は、制度化や社会の DI 家族に対する対応によって大きく変化してきた。本稿では、異性愛の DI 家族と精子ドナーの関係に主な焦点を当てながら、DI はなぜこれまで「秘密」とされてきたのか、DI 家族はなぜ DI による子どもを望み、そうして生まれた子どもの出自を知る権利はどのように受け入れられようとしているのか、また、それに伴う精子ドナーの匿名性廃止は家族にどのような揺らぎをもたらし、その揺らぎは家族にどのような新しい生き方の可能性を切り開こうとしているのか、について論じる。

キーワード : DI、家族、精子ドナー、人工授精、出自を知る権利、匿名性

1. はじめに

近年 DI [donor insemination : ドナーの精子による人工授精、AID (artificial insemination with donor's semen) とも表現される、本稿では以下 DI と略す] が制度上の問題として浮かび上がってきた。それは、とくに DI 家族のなかで成長する子どもの福祉の観点からの問題、つまり、子どもにその出自を知る権利を認めるか否かの問題であり、それと密接に関連する精子ドナー (以下ドナーと略す) の匿名性の問題であった¹⁾ [Frith 2001、松田他 2002、厚生科学審議会生殖補助医療部会 2003]。しかし、DI 家族が内包する問題は単に制度上の問題に留まるものではなく、社会における家族の在り方そのものを問うている。DI 家族が DI

という事実を抱えて生きることの苦悩は、現代社会における家族の在り方の閉塞性を象徴するものでもある。

DI 家族の問題は制度化や社会の DI 家族に対する対応によって大きく変化してきた。本稿では、異性愛の DI 家族とドナーの関係に主な焦点を当てながら、DI はなぜこれまで「秘密」とされてきたのか、DI 家族はなぜ DI によって子どもをつくることを望み、子どもの出自を知る権利はどのように受け入れられようとしているのか、それに伴うドナーの匿名性廃止は家族にどのような揺らぎをもたらし、その揺らぎは家族にどのような新しい可能性を切り開こうとしているのか、について考えていきたい²⁾。

2. 犯罪や、姦通に等しい罪と見なされた DI

DI は、夫ではなく、第三者の精子によって子どもをつくる。このドナーという第三者の存在こそが、一夫一婦制といういわゆる近代家族の基礎、並びにそこにおける絶対的な父親の地位をおびやかすものとして DI が社会的に大きな「問題」とされるゆえんとなる。

つい50年前までは DI は罪を犯すことすら意味した。イギリスでは DI が1930年代後半から医療で用いられるようになっていたが、イギリスで DI を行っていた Mary Barton は1945年に発表した論文の中で、次のように述べている。「カップルは、もし夫が父親として登録されたなら、子どもは嫡出になると伝えられる。法律を犯すことになるが、そのように登録することが必要である [Barton et al. 1945:42]」。そして、この論文は DI が社会的に注目（非難）の対象となっていく [Frith 2001:820] きっかけとなった。

1945年から1950年代にかけての英国の新聞 The Times (London) の記事からは、DI を自然の摂理に対する罪とし、姦通に等しい罪とする強い社会的な偏見を読み取ることができる。

「人間の人工授精：ウェストミンスター大司教が異議を申し立てる『牛の人工授精の実験に成功した後それを人間に応用している病院がある……。私たちは夫ではない男性の種で妻に人工授精をすることに懸念を抱いている。そのような行為は人間の尊厳をおとしめ、自然の摂理に対する罪、そして子どもに対する不条理である。その種の提供者は種馬の地位にまで落ちぶれてしまった』 [The Times 1945 Apr. 9]」

「政府が AID について審理：法制化への強い圧力（上院）『Blackford 卿の提議：この議会の意見として、夫ではないドナーによって既婚女性が人工授精をすることは姦通に等しく、それは離婚の十分な要件となるべきで、そうして生まれた子どもは全て非嫡出である』 [The Times 1958 Feb. 27]」

こうした背景を受けて、DI の法的側面を調査するために政府によって設けられた Feversham 委員会は、1960年に Earl of Feversham's Report [1960] を提出する。そこでは、ドナーは精神病患者のように扱われ、DI を必要とするカップルの存在は認めたとうえで、なおかつその使用は一般的には認められるべきではないとした。しかし、DI の利用の増加、生殖医療技術

の発展などが相まって、DI に対する大きな意識的変化が起きる。1980年7月30日付の The Times [1980 Jul. 30] には、保健省の閣外相 (Minister of State for Health) の次のような発言が紹介されている。「これ (AID) は個人的な問題である。両親のうちの一人が子どもを容易につくれないのであれば、このようなサービスが受けられるようになるべきことは重要である。そのサービスが広がるべきである」。そして、1984年の Warnock 報告を受け、1987年には、Family Law Reform Act により、女性の夫が子どもの父として出生届けをすることができるようになる [McHale et al. 1997] (それまではドナーが法的には父親だった [O'Donovan 1989])³⁾。ここにおいてようやく、ドナーは DI 家族との関係を絶たれ、父親の地位が法的に保証されることとなる。

DI の制度化により、DI のあり方も大きく変わる事となったが、注目すべき点は、DI、そしてその家族が社会的に認知されようとしてまいと、DI が着実に普及していった、という事実であり、そこには社会的偏見にもかかわらず、ドナーの精子による人工授精を求めた家族の強い願望があったということである。そして、その願望は制度化後も多くの DI 家族がドナーの存在を消し去ることや、「普通の家族」として生きることの選択につながった。そうした「普通」への願望こそが、DI を「正当化」し、DI を制度化することを可能にしたのだろう。しかし、その結果はかえって、子どもの出自を知る権利を認めるか否か、ドナーの匿名性を廃止すべきかどうか、といった制度上の問題を浮上させ、ドナーという存在を無視できないものとする事となった。

3. 男性不妊と DI 家族

DI 家族が DI により子どもをつくることを望みながらも、その事実を秘密にしてきた理由は、法的な問題に留まるものではない。むしろ、それが、「男性」の問題であるからである。近代家族では、生殖能力のある一組の男女を想定し、生殖能力を前提として男性を優位とする性別役割分業が成り立ってきた。男性にとってその絶対的な生殖能力は男性性の象徴であり、男性不妊はその根底を突き崩すものである。それ故、「男性」の理由による不妊の治療として位置づけられ

ているDIは、家族によって隠され、また、社会からも隠すことを求められてきたのである。

例えば、親の配偶子を用いた体外受精や卵子ドナー、代理母の場合には、それらに関わる第三者の匿名性や、子どもの出自を知る権利はそれほど大きな問題にはなっていない。Cookら[1995]の調査では、親の配偶子を用いた体外受精に関して、将来子どもに伝えるつもり、あるいは既に伝えてある、と答えた親は8割にも上る。代理母、卵子提供に関しては、DIよりも代理母や卵子ドナーを探すことが難しく、自分で直接見つけなければならない場合も多く、隠すことが難しいという事情もあってか、母親とドナーが仲の良い友達のような関係である場合もある。

また、同じようにDIを必要とする男性であっても、その理由が、男性不妊か否かで、DIに対する考え方は大きく異なる。Baranら[1989]は、ほとんどの異性愛カップルがDIを選択する理由は、不妊、精管切除、遺伝的問題を持っている、という3つのどれかにあるとし、その理由の違いがDIの経験、またそれを用いる選択にどのように影響を与えるのかを研究している。それによると、不妊の男性は、DIに対して最も居心地の悪さを示し、DIを秘密にしておくことに最も関心を持つ。医者や妻に説得されてはみても、彼らにとって、DIは、解決方法としてではなく、怒りや戸惑いを持って受け入れられるのである。一方、自分の生殖能力についてあまり関心を持っていない遺伝的問題を持った男性、以前に子どもを持った（すでに自分の生殖能力を証明した）上で精管切除をした男性たちは、不妊の男性に比べて、DIに好意的で、新しい子どもを持つことを楽しみ、ドナーに会うこと、そして子どもにその出自を伝えることを主張する場合もあったという[Baran et al. 1989]。

男性による不妊は本来存在しないものと仮定され、存在するのは、性交不能という概念だけである[Czyba et al. 1979]。それ故に、DIの使用を打ち明けることは男性の性的不能を打ち明けることを暗に含む[Cook et al. 1995]。また、社会的に「存在しないもの」とされるにもかかわらず、男性不妊と告げられた男性はそのギャップに女性が不妊を告げられたとき以上のショックを受けるともいわれる。「男として失格」と感じ、男性、そして、夫としての自尊心を揺るがされた男性は、妻を妊娠させられないことの罪悪感に苦しみ、離婚まで切り出す。その衝撃はもちろん、男性の

ものだけにはとどまらない。男性不妊は妻が不妊の場合よりも、夫婦双方に、より苦痛を与えともいわれる[Lasker 1998]。男性不妊によってもたらされた子どもとの生物学的関係における夫婦間のアンバランスは、ジェンダーによって成り立ってきた夫婦間の力関係に均衡を失わせ、その再調整を余儀なくさせる。中には、男性不妊から生じた力関係の不安定さに居心地の悪さを感じる女性もおり、夫をたてることに徹したり、夫の不妊を隠すために、自分のせいにしてしまう妻さえいる。また、DIを受ける動機の段階でも、「夫の方からDIを提案するように妻が懸命に努力したのだと感じることがよくある」というd'Elcioら[1980]の言葉からは、夫婦関係がいかにジェンダー規範に縛られたものであるか、ということがうかがえる。

それでは、DIについて子どもに伝えるか否か、という判断についてはどうであろうか。Cookら[1995]の調査では、DIについて子どもに伝えた親はいなかったが、45家族のうち69パーセントは「父親の保護」を理由に挙げたという。親たちが懸念するのは、(1)子どもが父親を拒絶するのではないか、(2)子どもに伝えると、父親の不妊について他の人に知られてしまうことになる、ということだった。また、DIを夫婦間の個人的問題ととらえる場合もある。Lindbladら[2000]の研究では、父親と似ている、父親が子どもを愛している、父親が「本当の父親」だと思っている、などの理由から伝える必要がないと考える例も紹介されている。また、調査によっては父親よりも母親の方がオープンにすることを好む傾向があると指摘する者もいる[Schover et al. 1992, Daniels et al. 1995]。DIの場合、不妊は男性の問題から生じるにもかかわらず、治療対象となるのは女性であり、男性は、自身の「不妊」を克服する機会を治療によっては与えられていない。この男女間の不均衡は、「本当の」父親でないことを、子どもに伝えることが、家族関係にとって脅威になるのではないかと、この不安にもつながっている。これらのことから言えるのは、異性愛カップルの場合、その「治療」は身体的なもののみならず、精神的なものも含めて、「夫婦」に対してなされなければならないということであろう。不妊が男性によるものであることが強調され、男性に対して社会的・精神的ダメージを与えたり、「治療」が女性に対してのみ行われることに対して男性が疎外感を感じることは、生まれてくる子どもとの関係に、さらにはDIを子ども

もに伝えるかどうかの決定にも大きく響いてくる。つまり、不妊は「夫婦のもの」であるという認識は、生まれてくる子どもとの関係においても大切なことである。それはまた、DI 家族が DI をオープンなものとし、その事実とともに生きるためにも必要なことではないだろうか。

4. 「普通の家族」として生きようとする DI 家族と DI 子の叫び

DI 家族はこれまで DI に対する社会の偏見という大きな壁を、子どもをつくるという事実を積み重ねることによって乗り越えてきた。しかし、男性不妊という内面的な問題は、子どもをつくることによって完全には解消されず、依然としてその家族の生き方を大きく左右するものであることを見てきた。それでは、そのような DI 家族の中であって、DI によって生まれた子ども (DI 子) たちはどのような立場に置かれてきたのであろうか。彼らは DI の事実をどのようにして知り、またその事実とどのように向き合ってきたのだろうか。DI 子たちにとって切り離すことのできないであろうドナーの存在をどのように考えているのだろうか。

DI 家族では、子どもの出自を知る権利が問題となる約 20 年ほど前まで、子どもに DI の事実について知らせないことが当然とされていた。その結果、子どもは偶然何かのきっかけで知る以外は、自分の出自について知ることはなかった。しかし、その在り方は子どもの福祉という観点から見直されつつあり、実際に、スウェーデン、オーストリア、オランダなど、その出自を知る権利を法律で認める国も出現しつつある [南 2004]。それらを巡る議論やその議論の結果によってできた政策は、それまで秘密で閉ざされていた DI 家族や、その子どもの可視化をもたらす契機ともなった。そして、DI 子の可視化は DI 当事者としての彼らに発言する場を与えることになる。それによって明らかになったのは、「子どもの福祉」を巡る親と子どもの意見の食い違いである。実際、Cook ら [1995] の DI 家族 (45 家族) に対する調査では 7 割の母親が「子どもを守るため」にその出自を子どもに伝えないことを選択している。しかし、Turner ら [2000] の DI 子 16 人 (男性 13 人、女性 3 人、年齢 26~55 歳) に対す

る調査では、偶然その出自を知った子どもはそのほとんどが、自分の出自を隠していた両親に対し裏切られたという思いや激しい怒りを感じたという。これまで築き上げてきた「自分の世界」が崩れ落ちるほどの強いショックを受け、ドナーについて知りたい、という願望に駆られるのである。しかし、子どもたちの知りたいという願望は社会的に認知されたものとは言えない。多くの社会は血縁中心主義であるにもかかわらず、DI 子に対してはドナーとの血縁関係を認めようとはしない矛盾を内蔵している。Turner ら [2000] の調査の中で、DI 子たちは、ドナーを探すことに対する周囲の否定的な態度を指摘している。例えば、「育ててくれた人こそが親なのであり、生物学的親を知る必要はない」という考えから、DI 子の考えを理解しようとはしない。そうした周囲の無理解な態度に DI 子は再び傷つかざるをえない。

これが家族内の問題となると、より一層深刻となる。子どもたちは生まれる前から、「秘密」を背負わされている。しかし、その「秘密」は、その子どもの「秘密」である以上に、「家族の秘密」であり、子どもたちは、自分たち、そして家族と、二重の「秘密」を背負わされている。そこには、ドナーに関心を持つことのタブーも含まれている。それ故に、ドナーに関心を持ち、その情報を求めることは、家族への「裏切り」とみなされるのである。DI によってまでも子どもを欲しいという家族の願望によって DI 子は生まれ、その家族によって、DI の事実は封印されてしまう。代って DI 子に用意されるのは、「普通の家族」という物語である。彼らは「家族」という名のもとに、「普通の家」に生まれた「普通の子ども」として育つことを強制される。

しかし、インターネットの普及、あるいは DI 家族のサポートグループによって連帯が可能となった子どもたちは、「普通を演じる (させられる)」ことに、疑義を呈するようになる。それは、DI 子が「普通の子ども」であることから解放され、DI 子として生きることをも意味する。それは必然的にドナーの存在を浮かび上がらせることにつながる。DI 子は、夫婦にとって不妊の証、ある DI 子の言葉を借りるなら「歩く不妊のシンボル [Turner et al. 2000]」であると同時に、ドナーが存在することの証でもあるからである。家族がドナーの存在を単に精子を生産する「モノ」としての概念のなかに必死で押し留めようとしてきたのとは裏腹に、DI 子は自分が誕生するもととなった精子

を提供した「人物」としてドナーをとらえようとする。ドナーのモノ化は自分たちのモノ化にもつながりかねないことを彼らは直感しているのではないだろうか。かつては、不妊カップルに関しては、特に「不妊」ということ、および、それを「解決」することのみに焦点がおかれた。DIはそのカップルを「救う」ためのものと位置づけられたのである。その結果生まれてきた(くる)DI子に当てられる焦点は、あくまでも大人の「所有物」である「子ども」に対してのものだった。子どもの視点の不在はまた、ドナーの「非人間化」をももたらした。本来、夫婦間のみで行われる生殖という領域においては第三者の入り込む余地などはそもそも用意されていなかったのである。「不妊」という予期されない事態を受けて、「治療者」という名を冠した医者への介入は許しても、ドナーという「人間」は決してそこに存在してはならないという暗黙の了解があった。夫婦間の生殖は、異性愛家族にとっての根幹でもあり、家族は、子どもが産まれた後もそのドナーの存在を消すことに、つまりは、自分の意識から、完全にドナーの存在を消し去ることに躍起にならざるをえなかった。そのような家族にとって、ドナーのモノ化、すなわち「非人間化」は必要かつ不可欠な手段だったのである。

DI子はまだ社会的に不可視の場合が多く、DI子に関する研究もまだあまりなされていない。現段階で言えることは、DI子にとって、その出自の事実についていつどのようにして知ったかによっては、アイデンティティーに深刻な危機をもたらしかねないこと、そして、それに対応しうる環境は十分整えられてはいないということであろう。しかし、それを変えようとする流れは当事者であるDI子、そしてその家族からも生まれつつある。それはドナーの存在を認め、ドナーに関する情報の開示を求めるといった形で、ドナーを「人間化」していくきっかけともなっている。

それでは、ドナーとは実際どのような人たちなのか、ドナーに着目してみたい。

5. 新しいドナーの存在

DIによって生まれてきた子どもたちと同様、ドナーが着目されることはなかった。彼らに許されてきた主体性は、せいぜい報酬を巡るものに過ぎなかった。し

たがってドナーに関する研究によって明らかにされるドナー像もまた、報酬をその主な目的とし、子どもに対してほとんど興味を示さないものがほとんどであった。Luiら [1995] のイギリスにおける研究でも、潜在的ドナー55人のうち約3分の2は報酬がなければ精子を提供しない、また、89パーセントは匿名性が保障されないならば、精子提供はしないと述べている⁴⁾。それは、精子が単に「モノ」として扱われることを事実上容認することであり、ドナーの「非人間化」につながってきた。しかし、Luiらも述べているように、そうした多数派のドナーによって代表されるドナー像の陰には、報酬なしでも提供を続けると答えたり、子どもに身元を知られるとしても提供をすると答えた少数のドナーたちの存在がある。ドナーの匿名性が保障されなくなりつつある今日、こうしたドナーの存在は、精子提供を支え、かつ、将来的なドナーのあり方に対する示唆を与えるものとなるだろう。1985年に子どもの出自を知る権利を世界に先駆けて認めたスウェーデンにおいて行われたドナー30人に関する研究 [Lalos et al. 2003] では、全ての精子提供者は不妊のカップルを助けるために提供者になることを望んだことを断言し、70パーセントはそれのみをドナーになった理由として挙げている。「何もおかしいことはない。単に子どものいないカップルを助けたいだけなのだから」というドナーの言葉にも表れているように、ドナーになることに対して前向きである。このような背景としてLalosら [2003] は、スウェーデンにおいて培われてきた、共同体の福祉のために貢献することをいとわないボランティア精神の存在を挙げている。そうした環境で育ったドナーの多くにとって、「与える」ということと「受け取る」ということは密接につながっており、その意味で、「不妊の問題」もまた、決して他人事ではなく、自分たちの問題でもある。また、DIについて知ったきっかけについてもメディア以外に、実際、自分自身の周りで不妊に悩む人の存在を通して、という場合が多いという。しかし、彼らはDIの持っている生命の創造を助ける、自分の遺伝子を伝えるといった側面に対して無自覚的なわけではない。大半のドナーは、ドナーとなることを献血と同等にはとらえていない。

また、この「他者への貢献」という考え方は、ドナー本人だけでなく、ドナーにパートナーがいる場合には、そのカップルが共有するものとなっている。この調査

においては、安定したパートナーとの関係を持っているドナーたちは半数以上であり、パートナーが提供者になることを支持しており、提供する決定に「関わった」あるいは「とても関わった」と述べている。パートナーがドナーになることを提案したという場合もあるという。そうしたカップルはドナーとなることの決定を二人のものだと考えている。それは、ドナーがその動機について語る際、「我々」という言葉を強調することに象徴されている [Lalos et al. 2003]。

「我々が子どもを持つのに苦労したので——最後には成功しましたが——子どもが欲しくても子どもを持ってない人たちのために何かすることで合意していたのです」「我々はどちらにも親しい友人に子どもを持ってない人がいて、それがどんな大きな意味を持つか知っています。だから、我々は、誰かを助けることができるなら素晴らしいと思ったのです」 [Lalos et al. 2003:215]

これらの言葉には、精子提供がカップルからカップルへの貢献であるという意識が反映されている。あくまで、「カップル」という単位に留まったものではあるものの、彼らの精子を提供することへの肯定的な態度からは、ドナーと子どもの関係が個人の枠を越えて、より広い「家族」と「家族」の関係に発展していく可能性をかいま見ることができる。

こうしたドナー、及びそのパートナーたちにとっては従来問題とされてきた報酬や匿名性の問題はそれほど大きな意味をなさない。また、スウェーデンに限らず、精子を提供した結果に対して多くのドナーが関心を持っていることが明らかになってきている [Daniels 1998]。このことは、これまでのドナーが生まれてくる子どもに対して全く関心を持たなかったわけではないことを示している。しかし、その「無関心さ」こそ、社会がドナーに求めてきたものであり、ドナーが子どもに対して関心を持つことは許されてこなかった。さらに、1980年代半ば以降は、精子の冷凍保存技術の導入によって、ドナーと患者を、空間的のみならず、時間的にも引き離すことが可能になり、ドナーは自分の精子がいつ、どのように使われているかを推測する機会すらも奪われたと言える。

子どもにその出自を知る権利を認めることは、ドナーにも子どもについての情報を知る機会を与えることとなる。子どもがいつか自分にコンタクトをとってくるかもしれないという可能性に対し、ドナー側にも

それなりの準備が必要だということが認識されるようになったためである。子どもの匿名性を重視した上で、子どもの人数、性別など簡単な情報はドナーに開示される方向にあり、ドナーが聞かざとも、病院側から、子どもが産まれた際、ドナーにその出生を伝える、という積極的な方針をとるところもある [Lorbach 2003]。

ドナーの匿名性廃止の流れは、ドナーが精子という「モノ」に押し留められた存在としてではなく、社会的にも、DI 家族に対しても人格を持った一人の人間として存在すること、すなわち、ドナーの「非人間化」から「人間化」への変化を意味している [南 2004]。新しいドナーの存在はドナーの「可視化」をより促進するだろう。それに伴うであろうドナーの「人間化」はDI 家族、そしてDI をオープンにすることの大きな障害となってきた父親の男性性にどのような影響を与えるのだろうか。また、DI 家族やその子どもがドナーとどのような関係を築いていくのか、あるいはどのような可能性があるのだろうか。ドナーの「人間化」はDI 家族に新しい揺らぎをもたらそうとしている。

6. ドナーの「人間化」と揺らぐ父親の男性性

妊娠を望むカップルの6組に1組は、妊娠に何らかの困難を伴う [Speroff et al. 1994] と報告されている。そして、不妊のカップルの半分はその原因が男性側の問題によるとされる。顕微授精などの方法が開発されていなかった中で、男性不妊に悩む異性愛カップルにとってDI は少ない「治療法」の一つだった。自らの不妊に悩む男性は、自らを「落伍者」「無能者」「駄目な人」「半端者」「くだらない」「負け犬」と言い表す [Webb et al. 1999:15]。DI 家族は、こうした父親の、男性としての「挫折」を経たうえで、ドナー精子によって子どもを得ることを最後のよりどころとして選んだ。それ故、DI は特に「男性の保護」のため、秘密主義が当然とされていた。しかし、今やドナーの匿名性廃止によってこのような「男性の保護」は瓦解し、DI 家族における男性性は「危機」にさらされることとなる。

DI 家族にとって父親の「男性」であることの意味は何なのだろうか、男性不妊、また、ドナーとの関係性の面から考えてみたい。一つは、生殖能力の問題である。Moore [2003] の研究では、生産と競争という資

本主義の原則文脈にのっとして生殖が描写されているいくつかの子どもを紹介している。ある本では、例えば、男性の身体は「労働力の更なる生産のために大量生産を行う工場 [Moore 2003:290]」として描写されている。この文脈においては男性は工場のオーナー、生産の手段を支配するオーナー、そして精子は労働者たちである [Moore 2003]。それでは、不妊男性の場合はどうなるのだろうか。彼らは精子を作り出すことに成功していない。彼らが持つと信じて疑わなかった「工場」は幻想であり、その幻想によって支えられてきた彼らの「男性性」もまた男性不妊という事実によって崩れ去ることとなる。資本主義が導入された「精子の世界」において存在するのは「競争」、つまり、勝者、敗者の意識のみである。故に、男性不妊を公にすることは、「敗者」としてのレッテルを貼られる男性性の危機となる。さらに、DI 家族における不妊の男性はドナー、つまりより生殖力のある男性に対して「男性」として弱い立場に立たされることになるのである。

もう一つの危機は家族を「保護」するものとしての男性の役割においてである。いわゆる近代家族における男性の特権的な地位は、家族の排他性によって支えられてきた。しかし、ドナーの「人間化」は、ドナーという一人の男性を、家族にとって無視できない存在とする。そして、「侵入」の機会を与えたのは不妊である男性自身である。医療現場においてドナーと妻を引き離しておくことに苦心し、夫婦に DI について忘れることが強く期待されてきたのは、家族、とりわけ、妻がドナーと関係を持つことを恐れたからでもある。次の事例はその恐れをよく物語っている。冷凍していない精子を使用していた時には、「病院はドナーとレシピエントを引き離しておくために距離を作るよう苦心することがあった。診療所が病院の一部なら、精子は別の建物で採取されることがよくあり、これが可能でなければ、ドナーは『裏口』のドアを使った [Lorbach 2003:73]」。しかし、異性愛家族の女性にとって、ドナーという亡霊を頭から完全に消し去ることは可能だったのだろうか。DI で子どもを持つとしようとするシングル女性やレズビアンカップルについての調査では、ドナーの存在はファンタジーとフェティシズムの対象であると報告されている [Tober 2001]。例えば、ある女性は、ドナーによって妊娠し、想像上の娘の卒業式でその娘と想像上のドナーと一緒に立っている自分

を夢想するという [Tober 2001:142]。ドナーが特定の人物として現れるならば、異性愛家族における夫の男性性のみならず、妻の女性性の揺らぎという形をとって、「家族」における夫の存在意義そのものに脅威をもたらすかもしれない。

こうした危機を DI 家族はどうやって乗り越えるのだろうか。DI または養子で子どもを得た 6 人の不妊男性を扱った Webb ら [1999] の研究で、ある男性は「私たちがカップル、そして私という個人として最も努力しなければならなかったことは、ただその事実とともに生きる事を学ぶということだった。なぜならそれは全てを変える……不妊であることは全てを変えてしまうから」と語っている。その研究では、男性たちはどうにか、この「常に私たちの生活の一部となっている」問題と付き合っていく方法を見つけている。当初は全ての男性は不妊の原因が女性にあると思っていた。そして自分に理由があると知った後でもなお、しばらくはそれを信じていくことができなかった。しかし、時が経つにつれて、不妊の意味を再考し、男性であることの意味を考えることでそれを克服しようとする。ある男性は、「私にとって完全な人間であるために生殖力が必要ではない。私はそれでも夫であり父親である。仕事もきちんとこなしている。他の全ての面で、私はちゃんとやっている [Webb et al. 1999:15]」という。「男性不妊は生き方、結婚、家族をしばってきたジェンダー規範をゆるめる機会——彼らの完全な『人間性』をより反映する生き方への機会——を与える [Webb et al. 1999:22]」。例えば、感情をパートナーと共有することができるようになり、お互いの間の距離が近くなった、またその経験でより情け深くなった、思いやり深くなった、などの変化も報告されている。彼らにとって、男性性よりも「人間性」がその生き方の再構築の際に重視されるようになるのである。

この研究は、男性不妊のみならず、DI 家族の抱える問題の解決に対するヒントを与えてはいる。しかし、そこでは男性たちが子どもにその出自について伝えるかどうかの意識については明らかにされていない。つまり、不妊を克服したとされる男性たちがそのよりどころとして口にする「人間性」がドナーの「人間化」をも受け入れていくことのできるものなのか、ということは、現段階ではわからない。男性不妊に関する社会学的研究はまだあまりなされておらず、DI をオープンにしようという家族の試みは、まだ始まったばかり

である。しかし、家族が男性不妊という現実を直視したとき、それは家族に大きな揺らぎをもたらし、家族にその生き方の変更を迫るだろう。

7. ドナーの「人間化」とDI家族の新しい生き方

ドナーの「人間化」は、DIの発展と、それに対する制度のあり方によって影響を受けることは言うまでもない。しかし、本質的には次の2点に大きく依存していると思われる。すなわち、(1)ドナーが自分自身をDIのなかでどのような位置づけとして認識しているのか、そして(2)DIを利用した家族が生まれてきた子どもも含めてどのような家族を作ろうとしているのか、特に子どもがその出自を知ったときドナーをどのように認めるのか、という2点である。報酬ではなく利他主義をその主な動機とする新しいドナーについてはすでに紹介した。彼らは子どもがそれを望むならば、子どもとの将来の接触の可能性をも否定的にはとらえておらず、新しい家族を作ることに対し満足している。ドナーの「人間化」は、彼らが自分たちのことを「精子を提供した男性」としてその家族やその子どもの存在を意識するときに始まると言ってよいだろう。そして、この流れは、子どもの出自を知る権利が保障されることでより一層進むと思われる。すなわち、子どもの出自を知る権利は、個人情報の開示に同意したドナーからの精子提供を前提としており、子どもが将来自分に接触してくる可能性を認識しているからである。

それではDI家族はそうしたドナーの「人間化」の流れとどう関わり、どのような家族を作ろうとしているのだろうか。DIを考える際に一番考慮されなければならないのは子どもの福祉である。ここでDI子の言葉をDanielsら[1996:1524]の論文から引用してみたい。

「私の父親が私の命のエッセンスを全くの他人に、25ドルで売って、振り返ることもなく立ち去ったということを知って、どうして私の自尊心と折り合いをつけることができるだろう？ どんな人間が自分自身、そしてその子どもをそんなに安く、そんなに簡単に売ることができるの？……私は幾人かのDI施術者にどうして若い男性が自分の精子を売ることか聞いたこ

とが何度かある。ロサンゼルスの大きな精子銀行の管理者の言葉を引用すれば、『スザン、彼らはお金のためにするのだよ』。どうやったら、この男性、私の父親であり私の血肉である人が、それを『お金のためにした』のだと知って、深い傷と失望なしに生きることができるだろう？ [Rubin 1983:214]

「10代は、ドナーが誰なのかという純粋な好奇心を持ったことが何度かあったと思う。……だけど、父親以外の誰かに『本当の』父親と呼ぶことなんて、考えたこともなかった。私は両親をどちらもとても愛しているけど、多くの意味で、私は父により近い。……ドナーは単なるどこかの知らない人(多分お金に困った大学院生)だった。彼を探す何らかの方法があれば、彼に興味を示すかもしれないけれども、その頃は記録が全く保管されなかったようだ [Topp 1993:150]

両方とも大人になったDI子が語った言葉であるが、両者の間では父親に関する認識を巡って大きな違いがある。前者はドナーに対する憤りを感じながらも、ドナーは「血肉を分けた父親」であることに疑問を感じていない。一方、後者はドナーを「本当の」父親ではない「単なるどこかの知らない人」と表現し、「父親」というものを巡って混乱している様子は見られない。そして、父親を確固とした存在として認めながらも、もしドナーの身元がわかるなら、ドナーの存在をドナーとして受け入れるかもしれないという可能性を否定しない。Danielsら[1996]は、そうした両者のドナーに対する考え方の違いを生み出した要因として、その事実をいつどのようにして知ったのか、ということが大きいのではないかとする。すなわち、前者は大人になって、母親が癌で早く死んだ後、父親が秘密を破ったため知った。一方、後者は5歳でその事実を伝えられ、青年期には親しい友人たちとDIについて話し合うことも可能だった。このようにDI家族が子どもにその出自をいつどのように知らせるかによって、子どもとドナーとの関係も大きく変わってくる。

近年では子どもの出自を知る権利に加えて、子どもがその出自の事実とともに成長する権利というものが叫ばれるようになってきている。子どもたちに必要なのは、成長とともに、その事実をゆっくり吸収していくことのできる環境である、との認識からである。しかし、ここで忘れてはならないのは、DIは子どもだけの問題ではなく、家族全体の問題であり、その事実を受け入れることは、家族の在り方そのものを大きく変える

ものであるということである。そうした家族においては、ドナーは「その家族の一員ではなくとも感情的に特別な意味を持つ存在 [Daniels et al. 2001]」となる。しかし、ドナーという一人の人間を、家族の中にどのように取り入れていったらよいかを巡っては、答えを見出せずにいる。次の言葉は、ドナーの講演を聞いた後で、DI 家族の父親が語った言葉であるが、その言葉にはドナーという存在に対する不安、恐れが入り交じっているように思える。

「彼はそれ（精子を提供すること）を人々を助けるためにやっている、ということで、それは良いことだ。……でも彼の言い方は、まるで彼が、ある段階で家族という単位の一部になることをとても喜んでいっているようだった。かかわり合いを持ちたい、それが彼らの望みであるかのように。……彼は自分の家族を持っていなかったのだから、彼は家族を持ちたくて、これがまるで彼が家族を手に入れる方法だったみたいで。そして、ちょうど我々が自分たちにとっての必要性でなく、彼にとっての必要性を満たしているような。確かに、アプローチができるドナーを望んでいた、友達にだってなれるかもしれない、それはわからない。でも、彼らに家族の一員になってもらいたくはない。それは我々にとって一僕にとって一境界線を少し越えているから [Ryan 2002:95]」

しかし、DI、そしてドナーについて親ともオープンに語り合える環境が、DI によって生まれたことに対する、ひいては DI によって生まれた自分自身に対する肯定的感情へとつながっていくことには違いない。それは、家族についても同様である。そうした家族では子どもがドナーに関心を持つことをも自然に受け入れられ、家族の在り方を縛ってきたその「境界線」が少しずつではあっても、「自然に」融解されていく可能性を秘めてはいないだろうか。

8. おわりに

かつて英国の DI に対する判例の態度は「性交なくして子なし」であり、刑法上の姦通であった [永田 1960]。それは他の国においても同様である。生殖技術は結婚、生殖と性愛の分離を可能にした。しかし、それは、物理的なものにすぎない。DI 家族の苦悩は、その分離が感情的には達していないことにこそ、そ

の端を発している。つまり、父1人、母1人という生物学に基づく考え方にとらわれた家族意識から抜け出せないでいる。故に、ドナーはそうした家族観を揺るがすいわば「異物」となる。確かに匿名性の廃止によって、ドナーは無視できない一人の人間として現れつつある。しかし、法律で DI 子にその出自を知る権利が認められるのは、例えばオーストリアでは14歳、オーストラリアのヴィクトリア州では18歳であり、それは「家族」を守るためにもうけられたいわば猶予期間といえる。そうして考えたとき、その十数年という時間が、いわゆる近代家族とされているものがいかに曖昧で、恣意性をもって作られたものであるか、ということ物語っているように思えてならない。しかし、それはまた、新しい家族の在り方への可能性を示してもいいだろうか。ドナーの権利も注目され始めた今、ドナーも一人の人間であり、自分の遺伝子を残したい、あるいは、自分の遺伝子によって生まれた子どもに関わりたい、などの欲望をより公のものとしていくかもしれない。男性中心主義に基づいた強固な砦に「守られてきた」家族は、「子どもの出自を知る権利」を通して外に大きく開かれようとしている。ドナーの「人間化」はそれを象徴するものとなるだろう。

本稿ではドナーの匿名性が廃止される流れの中で揺らぐ「家族の生き方」に焦点を当てたが、DI という事実とともに生きようとする個々の当事者の態度や認識について、また、そうした生き方が社会に及ぼす影響について、今後、特にジェンダーという視点からさらに研究がなされる必要があると思われる。

〈謝辞〉

本研究をおこなうにあたり、ご指導を賜りましたお茶の水女子大学大学院、牧野カツコ名誉教授、館かおる教授、戒能民江教授、ならびに恵泉女学園大学大学院、大日向雅美教授に厚くお礼申し上げます。

〈注〉

- 1) 我が国では、2001年6月11日に厚生科学審議会の下に生殖補助医療部会が設置され、部会による検討結果の最終報告は2003年4月28日にとりまとめられている。その報告書では、生殖補助医療により生まれた子、または自らが当該生殖補助医療により生まれたかもしれないと考えている者は、15歳になれば、氏名、住所など、

提供者を特定できる内容を含め開示を受けたい情報について開示請求をすることができる、とされている。これは、「提供者に関する個人情報を知ることは、アイデンティティーの確立などのために重要なものと考えられ、子の福祉の観点から考えた場合、このような重要な権利が提供者の意志によって左右され、提供者を特定することができない子が生まれることは適当ではない」との考えに基づいている。しかし、この報告書をもとにした法制度化はまだなされていない。

- 2) 日本でも慶應義塾大学病院でおこなわれたDIの実施、調査・研究をはじめ、DIに関する研究がなされている[藤川 2002、吉村他 2003]。また、日本を含め諸外国のDIの制度上の問題や匿名性見直しの背景については拙稿[南 2004]の中でも論じている。本稿は外国の調査・研究資料をもとにDIと家族の生き方について論じた。
- 3) 現在イギリスでは「ヒト受精及び胚研究に関する法律、HFE Act (1990年)」が制定されており、人工生殖に関する事項はヒト受精及び胚研究認可庁(Human Fertility and Embryology Authority: HFEA)において管理されている。
- 4) 現在ではイギリスにおけるドナーの匿名性は廃止されている。したがって、精子提供の在り方も変わっていくことが予想される。

〈引用文献〉

- 厚生科学審議会生殖補助医療部会 2003 『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書』
- 永田菊四郎 1960 「人工授精子」『家族法体系IV(親子)』140-153 有斐閣
- 藤川忠宏 総合研究開発機構編 2002 『生殖革命と法——生命科学の発展と倫理』日本経済評論社
- 松田晋哉(主任研究者)他 2002 厚生科学研究費補助金厚生科学特別研究事業 『諸外国の卵子・精子・胚の提供等による生殖補助医療に係る制度及び実情に関する調査研究、平成13年度総括研究報告書』
- 南 貴子 2004 「Donor Insemination——ドナーの『非人間化』から『人間化』へ」『恵泉アカデミア』9号 187-171
- 吉村泰典・久慈直昭 2003 平成14年度厚生科学研究 『精子提供により子どもを得た日本人夫婦の告知に対する考え方(案)』第24回生殖補助医療部会参考資料
- Baran, A. & Pannor, R. 1989 *Lethal Secrets: the Shocking*

Consequences and Unsolved Problems of Artificial Insemination, New York: Warner Books

- Barton, M., Walker, K. & Wiesner, B. 1945 “Artificial insemination,” *Brit. Med. J.*, 13th January: 40-43
- Cook, R., Golombok, S., Bish, A. & Murray, C. 1995 “Disclosure of donor insemination: parental attitudes,” *Am. J. Orthopsychiatry*, 65 (4) :549-559
- Czyba, J. C. & Chevret, M. 1979 “Psychological reactions of couples to artificial insemination with donor sperm,” *Int. J. Fertil.*, 24:240-245
- Daniels, K. 1998 “The semen providers.” In Daniels, K. & Haimes, E. (eds.), *Donor Insemination: International Social Science Perspectives*, 76-104, Cambridge: Cambridge University Press
- Daniels, K. R. & Lewis, G. M. 1996 “Donor insemination: the gifting and selling of semen,” *Soc. Sci. Med.*, 42 (11):1521-1536
- Daniels, K. R., Lewis, G. M. & Gillett, W. 1995 “Telling donor insemination offspring about their conception: the nature of couples’ decision-making,” *Soc. Sci. Med.*, 40 (9):1213-1220
- Daniels, K. R. & Thorn, P. 2001 “Sharing information with donor insemination offspring. A child-conception versus a family-building approach,” *Hum. Reprod.*, 16(9):1792-1796
- d’Elicio, G., Campana, A. & Mornaghini, L. 1980 “Psychodynamic discussions with couples requesting AID.” In David, G. & Price W. (eds.), *Human Artificial Insemination and Semen Preservation*, 407-411, New York: Plenum Press
- Earl of Feversham’s Report 1960 *Report of Departmental Committee on Human Artificial Insemination*, Cmnd, 1105, London: HMSO
- Frith, L. 2001 “Gamete donation and anonymity: the ethical and legal debate,” *Hum. Reprod.*, 16 (5):818-824
- Lalos, A., Daniels, K., Gottlieb, C. & Lalos, O. 2003 “Recruitment and motivation of semen providers in Sweden,” *Hum. Reprod.*, 18 (1) :212-216
- Lasker, J. N. 1998 “The users of donor insemination.” In Daniels, K. & Haimes, E. (eds.), *Donor Insemination: International Social Science Perspectives*, 7-32, Cambridge: Cambridge University Press
- Lindblad, F., Gottlieb, C. & Lalos, O. 2000 “To tell or not to tell-what parents think about telling their children that they were born following donor insemination,” *J.*

- Psychosom. Obstet. Gynaecol.*, 21 (4):193-203
- Lorbach, C. 2003 *Experiences of Donor Conception: Parents, Offspring and Donors through the Years*, London: Jessica Kingsley Publishers
- Lui, S. C., Weaver, S. M., Robinson, J., Debono, M., Nieland, M., Killick S. R. & Hay, D. M. 1995 "A survey of semen donor attitudes," *Hum. Reprod.*, 10 (1):234 -238
- McHale, J. & Fox, M. 1997 *Health Care Law: Texts and Materials*, London: Sweet and Maxwell
- Moore, L. J. 2003 "'Billy, the sad sperm with no tail': representations of sperm in children's books," *Sexualities*, 6 (3-4):277-300
- O'Donovan, K. 1989 "What shall we tell the children Reflections on children's perspectives & the reproductive revolution." In Morgan, D. & Lee, R. (eds.), *Birthrights*, 96-114, London: Routledge
- Rubin, S. A. 1983 "Spermdonor baby grows up." In Zimmerman, J. (ed.), *The Technological Woman: Interfacing with Tomorrow*, 211-215, NewYork: Praeger
- Ryan, M. 2002 *Donor Conception and Disclosure: an Anthropological Study*, Deakin University Ph.D. thesis
- Schover, L. R., Collins, R. L. & Richards, S. 1992 "Psychological aspects of donor insemination: evaluation and follow-up of recipient couples," *Fertil. Steril.*, 57 (3): 583-590
- Speroff L., Glass, R. H. & Kase, N. G. 1994 *Clinical Gynecologic Endocrinology and Infertility*, 5th ed., Baltimore, MD: Williams & Wilkins
- The Times 1945 Apr. 9 "Human artificial insemination: protest by archbishop of Westminster," *The Times* (London)
- The Times 1958 Feb. 27 "Government inquiry into A.I.D.: strong pressure for legislation," *The Times* (London)
- The Times 1980 Jul. 30 "Extension of artificial insemination wanted," *The Times* (London)
- Tober, D. M. 2001 "Semen as gift, semen as goods: reproductive workers and the market in altruism," *Body and Society*, 7 (2-3):137-160
- Topp, K. 1993 "Positive reflections: growing up as a DI child," *Can. J. Hum. Sex.*, 2 (3):149-154
- Turner, A. J. & Coyle, A. 2000 "What does it mean to be a donor offspring? The identity experiences of adults conceived by donor insemination and the implications for counselling and therapy," *Hum. Reprod.*, 15(9):2041-2051
- Webb, R. E. & Daniluk, J. C. 1999 "The end of the line: infertile men's experience of being unable to produce a child," *Men and Masculinities*, 2 (1):6-25

(みなみ・たかこ お茶の水女子大学大学院人間文化
研究科博士後期課程)